

○ 住民税均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)

Q どのような世帯が住民税均等割のみ課税(所得割非課税)世帯の支給対象となりますか。

A 令和5年12月1日(基準日)において、同一の世帯に属する者全員が、令和5年度分住民税均等割のみ課税者(所得割が非課税)のみで構成される世帯、又は均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯です。ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、対象外となります。なお、令和5年度住民税非課税世帯向けの給付金(7万円)を受給した世帯は、対象外となります。

Q 刑務所等の矯正施設等に入所している被収容者等も対象となりますか。

A 支給対象となります。ご親族等で、ご不明な点がある方は、当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q ホームレス等でいずれの市町村にも住民登録がない方は対象となりますか。

A 令和5年12月2日以降に住民登録があれば支給対象となります。当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外とのことですが、それはどのような世帯でしょうか。

A 例えば、親(課税)に扶養されている親元を離れた大学生や、別居の子(課税)に扶養されている親の世帯などの世帯をいいます。

Q 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外とのことですが、世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。

A 世帯員の中に住民税課税者の扶養親族等でない者が1人でもいれば支給対象となります。生活保護世帯についても同様です。なお、その他の組合せは次の表のとおりです。

(例) 世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯(住民税均等割のみ課税)の場合

	支給可否
① ABともに子C(課税)の扶養となっている	支給対象外
② Aのみが子C(課税)の扶養となっている	支給対象
③ Aが子C(課税)、Bが子D(Bを扶養することで非課税)の扶養となっている	支給対象

Q 市外にいる子(課税)の扶養となっている場合でも支給対象外ですか。

A 課税者の居住地に関わらず、世帯全員が課税者の扶養となっていれば対象外です。

Q 令和5年12月2日以降に世帯分離をした場合、分離後の世帯で給付を受けることはできますか。

A 世帯は、令和5年12月1日を基準日として判定するため、基準日の翌日以降に世帯分離をしても別世帯として給付の対象にはなりません。

Q 令和5年度住民税はいつの所得で判定されますか。

A 令和4年1月～12月までの所得により判定されます。

Q 住民税均等割のみ課税(所得割非課税)世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和5年度住民税所得割が課税となった場合、どうなりますか。

A 修正申告の結果、令和5年度住民税所得割が課税になった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還していただきます。

Q 確認書はいつごろ届きますか。

A 令和6年3月8日から順次発送いたします。

Q 住民税均等割のみ課税(所得割非課税)世帯への給付金は、いつ振込まれますか。

A 「支給のお知らせ」を送付した世帯については、令和6年3月26日から支給開始予定です。確認書を送付した世帯については、提出書類に不備等がなければ、提出から約2～4週間後に支給する予定です。

Q 生活保護を受給していますが、この給付金は収入認定されますか。

A 原則として、収入認定されません。